

(一面からのつぎ)

商品財産の3割が損失

異常に低い有収率は、漏水または不正取水のいずれかが深刻な事態であることを示している。商品販売業で例えるなら2割から3割の、もっとひどいケースでは3割を超える商品が盗まれるか行方不明になっているのと同じ。ちなみに、平成14年度甲良町会計歳入歳出決算審査意見書によれば、上水道特別会計の営業収益は約1億6400万円で、当年度有収率は67.3%である。これは単純計算で約7960万円の商品(水道水)が損失していたことになる。仮に、全国平均88%の有収率であった場合と比較すれば、約5040万円が全国平均より多く失われていることになる。このような非常事態に直面しているにもかかわらず、管理者の漫然とした対応は厳しく責任を問われなければならない。町上水道事業への侵害行為として深刻に受け止め、初期のうちに厳正に処罰していればここまで広範に被害がおよばなかったと考えられる。

よって、上記は地方自治法第242条1項の規定にある「公金の賦課、徴収を怠る事実」に当たり、下記の項目を勧告しなければならない。

4項目を請求

法と町条例に基づき、町が被った損害の相当額を賦課・徴収しなければならぬ。また、法と町条例に基づき過料を賦課・徴収しなければならぬ。

町が被った損害賠償請求の法的措置を行わなければならない。

上水道水の窃盗容疑事件として刑事告訴・告



発をしなければならない。

水道使用量が極端に減少するなど、疑いに足りる合理的な事由が発生した場合は条例に基づき必要な検査を行い、メーターを通さずに取水するなど不正行為を摘発あるいは未然に防止しなければならない。

「知ってから一年」 には当たらない

なお、県発行の「住民監査請求の概要」によれば、「1年を経過した場合」監査請求の対象と出来ない項目は「違法または不当な公金の支出」など4項目を挙げており、「違法または不当な公金の賦課、徴収を怠る事実」はその制限を受けない旨が説明されている。今回の請求は「公金の賦課、徴収を怠る事実」に当たると認め、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したとき」に該当せず、「正当な理由があるときはこの限りでない」に相当する。

2004年6月24日

地方自治法第242条1項の規定により、下記の事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

甲良町監査委員 殿



「盗水」 “負担ルールを根底からこわす”

「全体の奉仕者」・・・
これでいいのでしょうか

9月24日提出した監査請求は27日に受理され、5日に意見陳述が行われます。監査請求の要旨を要約して紹介します。

不正取水は3件を 掌握している

平成15年9月甲良町議会定例会の9月12日、産業建設常任委員会において、西澤伸明議員が上水道水の不正取水の事実を指摘したところ、水道課長はその事実を認め、「き然とした対応をしております改善済みである。」(産業建設常任委員会記録「要約記録」と答弁した。さらに、本年3月甲良町議会定例会(3月16日)において、議員の質問に、上水道水の不正取水は3件確認している旨答弁した。

もみ消しと同じ

しかし、山本日出男町長は「き然とした対応」と答えたにもかかわらず、いまだに被害の回復、告訴・告発の手続きに進んでいない。山本日出男町長は、これら不正行為から町民の財産・経営を守る義務がある。犯罪を見逃すことは同罪と見なされるも弁解の余地が無い。

「盗水」を放置して
「納付指導」と
いつけれど…

た運営を図るため、『給水停止』を含め、滞納者の指導を行います。」と述べられている。しかし、「盗水」は滞納額にも現れずに「負担の公平」を踏みにじり、「安定した運営」を乱暴に破壊している。「滞納」をこれほど重視するのであれば、管理者山本日出男町長は、犯罪である「盗水」を厳正に処罰してこそ、「滞納家庭の協力も理解も得られるものと考える。」

条例に基づき厳正に

かなり以前より、有収率が極端に低いことから「盗水」の疑いが指摘されていた。このまま厳正な措置が講じられないければ、公平・公正な納税・負担秩序の崩壊は救いようがなく、絶望的となるであろう。甲良町上水道事業給水条例の第39条および40条は、詐欺その他不正行為により料金を免れたものに対する過料を規定している。また同条例36条では管理者の必要な検査権限等を定めている。
(裏面につづく)



課長が飲酒運転？

さる9月17日本会議開会前の全員協議会で町幹部の飲酒モラルについて大町議員から提起。それによれば、過日B課長が泥酔状態で、今にも倒れそうになりながら大町議員自宅前の作業場フェンスにつかまり、現行犯の現認こそされなかったが、警察官の事情聴取も受け、嚴重注意されたという。車の停止位置からいっても明らかに飲酒運転をしていたと見受けられる、指導監督はどうなっているかと追及。西澤議員は「事実か、釈明すべきだ」と質問。B課長はうつむいたまま否定できませんでした。議長はじめ他の議員も「ゆるんでいるあらわれた」など批判が相次ぎました。

お元気ですか
のいきです

『来季12球団で受給』プロ野球界の壁崩す」24日付の赤旗に見出しが躍った。「選手会とファンが球界を動かした」と解説が一面に並ぶ。プロ野球にトンと興味がない小生だが、今回、古田選手会長のリンとした顔、近鉄・磯部、オリックス・三輪の両選手会長長いちずな表情が忘れられない。▼かなり以前ある監督が「選手は試合だけを考えればいい」とたしなめたことと重なる。資本の力で人間を操ろうとした経営陣に対し、ゲームにかける選手の「労働」の命がファンの支援のもと勝ち取った宝のような想いが沸いてきて胸が温かかったのを今も思い出す▼盗水監査請求がいつせいに一般紙にのつた日、米原町の水資源を守る運動にこだわった氏から励ましと問い合わせの電話、氏いわく「限りある資源を無駄に流し放しとはとんでもない」。水資源の観点を学んだ。さらに長浜の方も同じような盗水がこちらでもある。資料を送って」と。反応の広さを痛感。さて当局は？

甲良民報

NO260 2004年10月3日
発行：日本共産党甲良町支部
支部長 西澤伸明 在士 463
Tel・Fax：38-4949
日本共産党のホームページ
<http://www.icp.or.jp>
【月3回発行月初めか月末原則休刊】